

# 文書館だより

第14号

徳島県立文書館



三好郡池田村絵図 (分間図) 江戸時代後期

## 目次

徳島県立文書館10年目への課題	2
本寺の仏堂再建奉加の執行依頼文	3
旧暦(太陰太陽暦)について	4
寛文4年、なぜ阿波国は13郡から10郡になったのか?	5
公文書館専門員養成課程研修に参加して	6
第25回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国(新潟)大会	7
平成11年度中国・四国地区文書館等職員連絡会議	7
文書館のあゆみ	8

阿波国の西の要、池田町の江戸時代後期の分間図。東西に延びる太い赤線の伊予街道沿い中央に池田の町場が発達している様子や古池の西の山に入ったところの街道の左右にある立派な一里松の様子、上野ヶ丘東端の諏訪神社をはじめ村のあちこちにあった神社仏閣の様子などが詳しく書かれています。

池田町 正木茂雄氏蔵 788×1303 (mm)

### 第19回資料紹介展「麻名用水の歴史」

平成12年2月1日～4月23日  
戦前における県内最大級の農業用水である「麻名用水」は、明治末期、藍作から稲作への転換を図るために建設された。残された史料により、徳島の近代史の一側面を紹介します。

### 第20回資料紹介展「阿波の古文書 パート1 棟付帳」

平成12年4月25日～8月1日  
江戸時代の徳島の文書の中でもっとも代表的なものといえば「棟付帳」です。徳島に五百以上あったと云われる村々ごとが人々を把握するために作った戸籍台帳のような帳簿です。全国的に見ても、徳島でしか作られなかった貴重なこの棟付帳をわかりやすく紹介します。

### 第20回企画展・文書館開館十周年記念特別展「北海道開拓と徳島の人びと」

企画展 平成12年8月5日～10月31日  
特別展 平成12年8月5日～8月20日  
西日本最大の移住者を出した徳島県人の北海道開拓に果たした役割は大変大きい。北海道各地に残る県人の足跡や資料から、ゆかりの品々に里帰りしてもらい、苦闘の移住史を紹介したい。

### 第21回企画展「徳島の風景 パート1 写真に残された20世紀の徳島」

平成12年11月2日～平成13年1月30日  
20世紀は画像と映像の時代となりました。「百聞は一見にしかず」で、写真は時代の一瞬を切り取り、その時代を雄弁に物語る歴史資料、県内に残る古い写真で、名残りの20世紀を紹介します。

古文書の世界

本寺の仏堂再建奉加の執行依頼文

福田憲熙

この文書は、幕末期の嘉永四年（一八五二）（推定）十月二十八日に、那賀郡中山村（現鷺敷町中山）五人組今川佐兵衛より小仁宇村（現鷺敷町小仁宇）庄屋秋本和三郎に、同郡黒土村（現阿南市黒津地町）の光明寺より横見村（現阿南市横見町）長岡観音堂再建に小仁宇村へも差村（指定村）として、奉加執行の依頼があったので助力を乞う旨の書簡です。

解説文

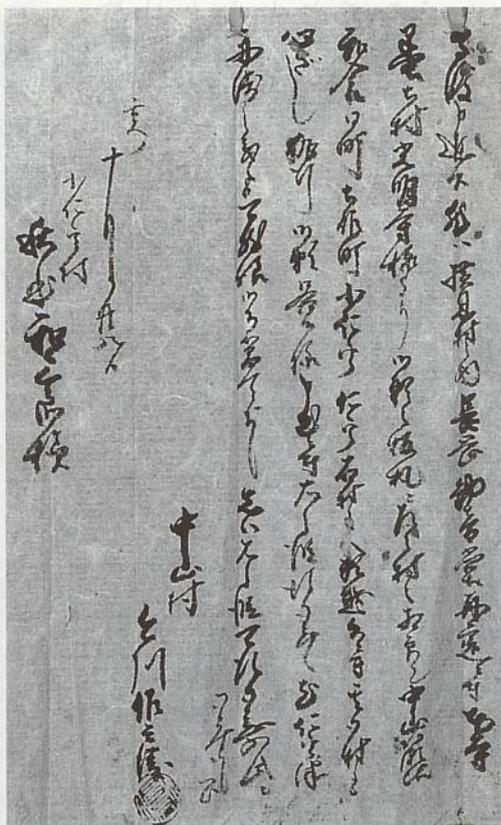
鳥渡申進候然ハ横見村之内長岡観音堂再建ニ付本寺

墨土村光明寺様より御頼之板札ニ左之

和食同町土佐町小仁宇仁宇右村々へ頼越

候ニ付其御村も

得御意候尤仁宇津舟涉之義も可然様御了簡可被下候先ハ右之段可得御意如此ニ御座候 以上  
中山村 今川佐兵衛印  
亥ノ 十月廿八日 小仁宇村 秋本和三郎様



読み下し文

鳥渡、申し進め候。然らば横見村の内、長岡観（観）音堂再建に付、本寺墨（黒）土村光明寺様より御頼みの板札に、左の村々相印し、中山・阿瀬比・和食・同（和食）町・土佐町・小仁宇・仁宇・右村々へ頼み越し候に付、其御村も心ざし執業御頼み呉れ候様、申し出でに付、右の段御意を得候。尤、仁宇津舟涉しの義も然る可き様、御了簡下さる可候。先ずは、右の段、御意を得可く、此の如くに御座候。以上。

中山村 今川佐兵衛印  
亥ノ 十月廿八日 小仁宇村 秋本和三郎様

用語解説

鳥渡 鳥与・鳥兔とも書く。一寸と同義。ほんの少し。しばらく。

然ハ 然者とも書く。また、「しかれば」とも読む。①そうであるならば。さらば。②そこで。さて。

勸音堂 「勸」は観の宛字。観世音菩薩の像を安置した堂。

本寺 一宗・一派の末寺を統轄する寺。本山に同じ。

墨土村 「墨」は黒の宛字。もと墨浦、のち黒土村または黒津地浦と書く。

光明寺 阿南市黒津地町戎野にある浄土宗の寺。慶長三年、全誉の開基。

板札 「板」・「札」ともにふだ・かきものの意。文字を書いた板。手紙。

阿瀬比 丹生谷口にあり、もと那賀郡、現阿南市阿瀬比町。

和食町・土佐町 那賀郡和食村（現鷺敷町和食）成立町分（郷町）の一つ。

心ざし 「志」のこと。寺院の勧進にこたえて施入する「奉加」のこと。たぎょう・しつこう・とりおこなうとも読む。①（仏）事務を執行すること。②実際に施行すること。

御意 お考え、おほしめし、お指図の意。同義の語に尊意・貴意がある。

仁宇津 津は、船の停泊所・船つき場。那賀郡仁宇村（現鷺敷町仁宇）の長川（那賀川）左岸に位置した。

舟涉 舟渡しに同じ。

可然 ちようどよい・ふさわしい・そうしてよいの意。

了簡 了料・料簡・量見とも書く。①考え・考える②勘弁・許す③処置。

如此 如斯とも書く。このとおり・このように・以上のようにの意。

以上 已上とも書く。書止め。（主任専門員）

# 徳島県立文書館十年目への課題

館長 逢坂俊男

昨年末の朝日新聞、十二月二十九日号に、明治大学名誉教授木村礎先生の「地方史研究を振り返る、日本史を変えた実証性」という記事が掲載された。

その要旨は、間もなく発足満五〇年を迎える地方史研究協議会の果たしてきた役割として、ともすればそれまでの「郷土史」がお国自慢や我田引水が多く、実証性の希薄な観念論に陥りがちであったのに対し、「地方史」の名称を用い、実証的な歴史研究を貫いてきたこと、それはまたこれまでの歴史研究の視座を逆転させ、地方という個別から日本全体を考察できる優れた研究を生み出してきたこと、そして、「さらに特筆したいのは、資料保存利用運動の展開だ。これこそが戦後歴史運動の最大の成果だろう。四十九年多数の識者が資料保存を国会に要請したのに始まり、さまざまな形で粘り強く運動を続け、現在に至っている。都道府県文書館は全国の過半を超え、文書館以外の名称をもつ保存利用施設も全国的に展開するようになった。運動を担ったのはほとんどが各地の地方史研究者だった」と、資料保存利用運動の展開と文書館の役割について大きく評価された。そしてそれを担ったのが各地の地方史研究者だったという。

舎の立て替えが問題となったとき、明治建築研究会が「旧県庁舎の保全活用に関する要望書」を提出した。翌五十九年一月には、徳島地方史研究会および徳島の文化を進める会ほか「文書館設立に関する要望書」を提出、翌年にはこれらの運動が文書館設立協議会（故井口貞夫氏が会長）となって、文書館の設立を知事、県議会に誓願・陳情を行い、六十一年一月に文書館を文化の森に設置することが決定された。その翌年、六十二年十二月には「公文書館法」が公布され、法的な裏付けもなされた。かく、徳島県立文書館もまた徳島の地方史を研究する人たち、文化を進める人たち、歴史的な建造物を保存しようとする人たちの運動と、県当局の理解の結果であり、文書館のファーサードやホールは旧県庁のものを移転し、できるだけ旧態保存をはかった。

今年、平成二年十一月三日に徳島県立文書館が開設されて十年目に入ったところである。十年ひと昔のことばがあるように、もはや基礎づくりの年月を終えなくてはならない。あるいはこの間の業務について振り返ってみる必要がある。過去九年の間に、文書館に寄贈・寄託された古文書は十一万点、うち六万点は整理され、データベース化された。県庁の公文書は一万二千簿冊ほどが収集され、行政資料の収集も五万点近くに及んでいる。昨年四月一日よりは、昭和四十二年以前に作成され、保存期間三十年を経過した公文書三二二簿冊、二一〇八六件について、学術研究・一般調査を目的とする閲覧利用に供している。年四回の企画展・資料展はおの十九回を数え、古文書解説入門講座、歴史講座、歴史講演会、文書資料保存講座も回数を重ね、一定の市民権を得てきているものと思う。しかしまだまだ試行錯誤で課題も多い。

昨年末、十二月二十四日、県庁内の各課を回り、行政資料を集めさせていただいた。積極的に協力をお願いした、一定のものを集めることができた。しかしながら公文書はその性格上、スムーズには文書館に入ってこない。また依然として一部の部課や出先機関のものが入ってこない現状がある。

十年目に入った今年の徳島県立文書館の課題と考えられるのは、整理された古文書六万点のうち、閲覧公開できる一万点については、早急に出版目録を刊行し、利用に供することである。古文書講座OBの古文書を読む会の方々が解説された古文書については「文書館史料集Ⅱ」に再編、収録していきたい。

今年八月に行われる予定の、十周年記念展「北海道開拓と徳島の人びと」については、すでに平成八、九年度に調査を進め、十一年三月にはシンポジウムも行っており、また開拓時代の史資料を借用する交渉も行ってきたので、それらをもとに県人の苦闘の跡を辿ってみたい。その中には日本でもっとも寒い足寄郡陸別に入植した開闢者の足跡も含まれる。

公文書・行政資料の収集については、やはり県庁の職員の方々の理解とご協力をお願いしたい。今・現在の歴史を残すことが公文書館の最大の課題なのである。そのためには、公文書館法や情報公開法、国立公文書館法について学び、また当文書館の施設や業務を見ていただき、県庁の文書管理について知り、研究・協議する機会をもちたいと考えている。これは同様の公務に携わる、市町村職員の方々にもお願いし、広げてゆきたい。

文書館内部の業務は、過去九年間、試行錯誤で取り組んできた、文書の収集、整理、評価選択、保存、閲覧公開等について反省と再検討を加え、また各地の文書館や相応の機関との連携を保ち、よりベターな方法を確立してゆきたい。

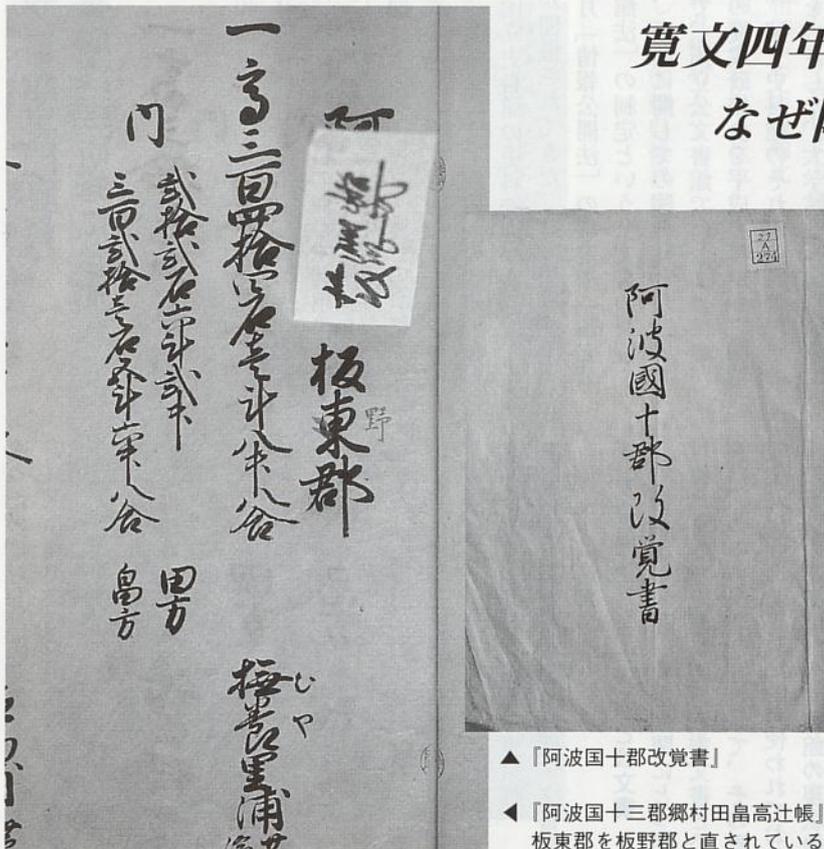
普及活動で重点を置きたいのは、この四月から新教育課程における総合学習がはじまる。その中で取り組まれると思う児童・生徒の地域学習の支援ができるように工夫していきたい。

そして一番大切と思うのは、文書館に奉職するもの心構えと態度であろう。公共サービス機関として、県民へのサービスを徹底すること、できるだけ多くの、良質の情報を、親切・丁寧・迅速にお伝えできるようにすること。そのためには自らの内に使命感とモラルを持たねばならない。少ない職員数に多くの課題があり、困難がともなうことだろうが、全職員が心を一つにして取り組んでゆきたい。どうか今後ともご支援ご指導をお願いしたい。

# 寛文四年、 なぜ阿波国は十三郡から 十郡になったのか？

金原 祐樹

阿波の国は、平安時代以来十三の郡があったと言われています。それは、現在の十郡の内、板野郡に板東郡と板西郡が、那賀郡に那東郡と那西郡が、また現在は名東郡にほとんど含まれる以西郡という郡があったからです。これらは、江戸時代初期の寛文四年（一六六四）に突然現在の十郡に変えられました。なぜ、突然十郡に変わったのでしょうか。国立史料館が所蔵している蜂須賀家文書の中に、このことに関わる『阿波国十郡改覚書』という歴史資料が残されています。その史料からこの出来事を追ってみましょう。



▲『阿波国十郡改覚書』

▼『阿波国十三郡郷村田畠高辻帳』  
板東郡を板野郡と直されている。

この年、江戸幕府は全国の各大名に領地の判物・朱印状（大名がその領知を幕府に保証してもらう文書、徳川將軍の花押又は朱印が押されたことからこの名があります）を渡すために、各大名から領内の様子を知るため郡ごとに村々の石高等を書き上げた帳簿を提出させています。この帳簿が、寛文四年三月十五日付で松平（蜂須賀）阿波守光隆が幕府の奏者番で大名へ渡される領知朱印状の奉行をしていた小笠原山城守・永井伊賀守に提出された『阿波国十三郡郷村田畠高辻帳』です。

この帳簿を提出して二ヶ月以上が経過した閏五月一日、突然小笠原山城守の屋敷に藩の江戸留守居役であった猪子喜之助と小野又兵衛が呼び出しを受けます。小笠原山城守は、徳島藩が提出した帳簿に朱で訂正を入れ手紙を添えて突き返してきたのです。手紙によれば、一昨日江戸城の中で江戸幕府の儒学者である林春信（梅洞）と人見友元（竹洞）が古い書物を調べたところ阿波国は十三郡ではなくて十郡であるとし、板東郡と板西郡は板野郡に、那東郡と那西郡は那賀郡に、以西郡は近くの郡へ加えなさいというものでした。驚いた小野又兵衛と猪子喜之助は急に翌日国元の酒部内膳（中老で御側役）に宛てて飛脚を走らせました。二日に江戸を発った飛脚は九日の寅の刻（午前四時頃）徳島にたどり着きました。酒部は急いで家老などと相談をし、十三日の晩には使者として伏屋安之丞に書き直した帳簿と手紙を持たせて船で江戸に旅立たせました。このわずか四日の間に、阿波国は

十三郡から十郡に変わったのです。藩内にも十三日、家老の賀島主水の名で十三郡から十郡とする旨をお触れで出しています（藩法集）。

返送した手紙の中には決して唯々諾々とこのことに従ったわけではないことが書かれています。阿波国は蜂須賀隆庵公（小六家政）が拝領し入国した以降ずっと十三郡であり、これまで代々提出してきた帳簿や絵図も全て十三郡となっていたこと、天正時代の検地帳にも十三郡となっていたことを挙げ、藩が元々十郡だったものを勝手に十三郡としたとされることは心外だとし、小笠原山城守への覚書として提出するように指示しています。またこのことは林春信と人見友元の「好（このみ）」であると書き、不快感をあらわにしています。十郡となることを簡単に受け入れれば、これまで幕府に提出してきた書類が全て誤りであることを認めたこととなり、藩の面目は潰れてしまいます。

しかし、ここは幕府の意向を受け入れるしかありませんでした。このとき同じように郡の数で難癖を付けられた美作国（岡山県）の国持大名（十八万六千石）森内記は、このことを一因にして改易（領知没収）され二万石の小大名になっています。それほど幕府の権威は強大で、大きな外様大名は転封（国替え）や減封・改易を狙われていたのです。徳島藩はこの場面では、素早く適切な判断を下し、幕府のお墨付きである「寛文朱印状」を無事に手に入れることができたのです。

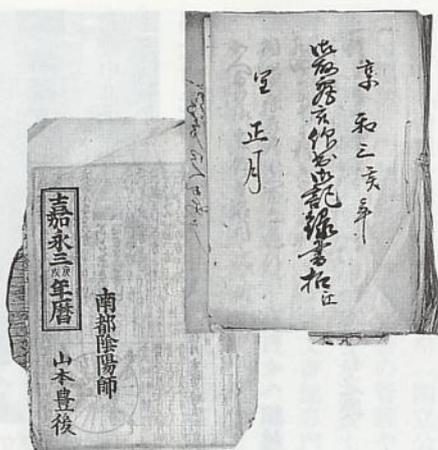
# 旧暦(太陰太陽暦)

## こいつて

太陰暦(陰暦)には、月の満ち欠けの運行だけを基準とする純太陰暦と、太陽の運行と組み合わせた太陰太陽暦がある。

純太陰暦の代表にはマホメット暦があり、太陰暦よりも一年に十日短い、閏年はおかないので、イスラム暦九番目のラマダーン(断食月)は年々ずれる。

ところで、日本の旧暦は太陰太陽暦といい、太陰暦(月の満ち欠けの周期)によって決める)と太陽暦(太陽の公転)が作る



定気二十四節気一覧

節気名	節 気	太陽黄経	太陽暦月日 (昭和60年)
小寒	12月節	235度	1月5日
大寒	12月中	300	20日
立春	正月節	315	2月4日
雨水	正中	330	19日
啓蟄	2月節	345	3月6日
春分	2月中	0	21日
清明	3月節	15	4月5日
穀雨	3月中	30	20日
立夏	4月節	45	5月5日
満種	4月中	60	21日
小芒	5月節	75	6月6日
夏至	5月中	90	21日
小暑	6月節	105	7月7日
大暑	6月中	120	23日
立秋	7月節	135	8月7日
処暑	7月中	150	23日
白露	8月節	165	9月8日
分露	8月中	180	23日
寒露	9月節	195	10月8日
霜降	9月中	210	23日
立冬	10月節	225	11月7日
小雪	10月中	240	22日
大雪	11月節	255	12月7日
冬至	11月中	270	22日

季節の一周期を一年とする)を折衷した暦であり、中国で使われてきたものである。太陰太陽暦(旧暦)では、月の満ち欠けの周期を一朔望月(いっさくぼうげつ)といい、平均約二九・五三日である。一年は一二朔望月であるので、一二を掛けると、旧暦の一年は約三五四・四日ほどとなる(約は割り切れない数なので)。

一太陽年は、現在の太陽暦(新暦)でわかるように約三六五・二四日である。したがって太陽暦の一年約三六五・二四一約三五四・四約一〇・八四つまり旧暦では約十一日、一年の日数が少ない。その結果毎年季節と月日の関係がずれていく。そこで、これを修正するために、この十一日の三倍は三十三日となり、第三年目の一年を十三カ月とすれば季節のずれは三日ほどとなるので、この年に閏月(うるうづき)を設け、この年は閏年ということにしてきた。

その後、中国の春秋時代に、十九太陽年がほぼ二三五朔望月に等しいことが発見されたので、十九年に七回閏年をおく(二三五÷一九一・二三七、〇・三七×一九一七・〇三)ことにより、季節と月

日のずれを修正するようになった。(十九年七閏法)

また太陰暦の一朔望日(約二九・五三日)の短いことによる暦面上の月日と実際の季節とが狂ってくるので、それをふせぐために、季節の目安としてもうけられたのが、二十四節気であり、一太陽年を二十四等分した一五・二二日ごとに、冬至を起点として別表のような名称を付し、一月中旬に二十四節気の二つ(節気・中気)を含むことにして、暦日と季節のずれの修正をはかった。(平気法)節気は月の初めに来ることが多いので、中気(ちゅうき)によって月を定める、すなわち雨水

正月中気が朔と次の朔の前日までの一月に含まれるときは正月、それに春分二月中が含まれるときは二月という風に、大寒十二月中気を含む十二月までを定める。但しこの一カ月は三〇・四四日(二五・二二×二)となるから、ある月の終わりに中気がくると、次の月には中気が含まれない月が生ずることがある。この中気を含まない月を閏月とする。それ故、たとえば八月の後に中気を含まない月が来れば、閏八月となる。

のち、太陽が一区分十五度を経過するごとに、冬至を起点として節気・中気とする実気の二十四節気が考えられ、やはり中気を含まない月を閏月とした。太陽の運動は季節により遅速があり、中気から中気まで、節気から節気までは二九・四四日から三二・四六日まで変動するので、中気を二つ含んだり、逆に一つも含まない月がでてくる。太陽の運行と暦日

を合わせるため、さらに冬至は十一月

に、春分は二月に、夏至は五月に、秋分は八月に含まれるようにし、閏月はこれにあうように定めた。(定気法)

つまりは三十二〜三十五カ月ごとに、大の月もしくは小の月の一カ月を加え、一年を十三カ月とし、閏月、閏年とした。以上の要素を組み入れ、年暦を作るので、各年における大の月、小の月は新暦のように、小の月が二・四・六・九・十一月のように固定していかないの、年々、幕府の天文方で作る造暦をする。

この「閏月」は古文書では「閏八月」とか「後(あと)八月」、また門構えをとって「王八月」と書いてあったりしている。太陰太陽暦(旧暦)は種まき、施肥、収穫などの時機を知るのに、好都合であったので、新暦に付記され最近まで使用されてきた。

明治六(一八七三)年、太陽暦が実施されると同時に、官曆から迷信暦注(吉凶などの暦の注、偽暦(おぼけ暦)の中で、民間に伝えられてきた)が排除され、また明治十六年から伊勢神宮が官曆の発行にあたることになり、神宮の暦が国家公認の唯一の暦とされた。昭和二十(一九四五)年以降、暦の出版は自由とされ、官曆は消滅した。

なお、旧暦の年月日を西暦の年月日に対照すること、直すことはすでにその対照表が作られ可能であるが、通常、歴史研究では、明治五年までの旧暦時代は太陰太陽暦(旧暦)の年月日をそのまま用いている。

### 第二十五回 全国歴史資料保存 利用機関連絡協議会(新潟大会)



平成十一年十月二十六日から二十九日まで、全史料協全国大会が「地域史料の充実をめざしてー新潟からの提唱ー」として新潟からの提唱」とテーマとして新潟市で開催された。本館からも逢坂俊男・金原祐樹・谷恵子・湯浅桂子の四名が参加した。

新潟空港到着後、大会閉会後日程の詰まっていた我々は、すぐに新潟県立文書館を訪問した。同館は、昭和五十年にはじまった新潟県史編纂のための史料の収集にその端を発しており、平成四年の県史発刊終了後、それらの史料の保存と活用のために作られたもので、現在創設八年目、県立図書館との総合館である。県史編集に由来する関係上、本館の史料所在目録で、県内の古文書の八割をつかむことができ、中世文書に至っては九割五分まで把握できるとのことであった。

閲覧請求のベスト3は、①古い新聞、②神社仏閣関係、③町村合併関係とのこと・徳島の古い新聞、普通新聞などは県立図書館に保存され、マイクロフィルムで見ることができ、わが文書館にも欲しいところである。

公文書の評価選別については、中間センターに一端運び込み、一次選別で〇をつけたものを含め、三〇五%を保存管理している、という。十月二十七日の第一日目の研修会で

は、広島県立文書館の安藤福平氏の「公文書の管理・移管・評価・選別」の報告を聞いた。公文書の収集・保存は現下の公文書館の最大の課題であるので多くの方の関心を集めていた。全国の文書館等の文書保存機関へのアンケートをもとに報告されていたが、各館ともまだまだ試行錯誤で歩んでいる様であった。ただ現用文書の作成、管理から始めなくてはならないとの言葉が重かった。

十月二十八日の第二日目は午前中総会があり、午後、イギリス国立公文書館(Papirick・レコード・オフィス)の館長をなされた、マイケル・ローパー氏から「近時におけるアーカイブスの国際的動向と任務」のテーマで講演があり、評価・選別も原課で半現用の終了時にすべきこと、電子記録については、システムを作るところから、またシリーズ全体で判断していかなくてはならない等、これからの文書館の方向についての示唆があった。その後全体研究会の中で、新潟市総務局長の長谷川氏から越佐歴史資料調査会の活動、地元の人と交流しながら、現地での一年間の調査後、報告会、展示を行う等、地域が自己展開して行く、立ち上がりの結び役を果たしたいとの報告があった。

第三日目、十月二十九日には大会テーマ研究会があり、その第一分科会「地域における公文書保存管理の現状と課題」の研究発表・協議では本館の金原祐樹氏が司会進行を担い、最後の全体会でこの分科会の報告を行った。

(館長 逢坂俊男)

### 平成十一年度 中国・四国地区 文書館等職員連絡会議

平成十一年、十一月二十五日(木)と二十六日(金)の二日間、徳島市内において、中

国・四国地区の各県から文書館職員と総務課文書管理担当職員等が十七名参加し、各県の文書管理業務等について忌憚のない意見交換の場を、本館主催で開催した。

本年度はとくに、九州地区から大分県公文書の西来路館長が、オーブザーバとして参加され、平成十二年度の全史料協全国大会の大分県開催に向けて、中国・四国地区各県市と情報交換を持った。

十一月二十五日(木)は、眉山会館において、各県・市から提出された検討議題について半日間協議し、夜は懇親会を持ち忌憚のない情報交換を実施した。翌日二十六日(金)は、本館の施設案内を中心に文化の森総合公園の各文化施設を視察していただいた。

当日会議に提案された協議の議題は①公文書の保存及び閲覧システムについて②目録のデータベース化とその公開について③公文書の整理方法(特に書庫配架を中心に)④被災時の文化財救済の取組みについて⑤史料保存連絡協議会の進行状況について⑥収集資料の定義及び現用文書の引継について⑦刊行(印刷)された資料の収集について⑧文書等の閲覧及び複写と個人情報保護制度について⑨公文書出版目録の作成方法についての九議題であった。

広島県から提出された議題に県立文書館の果たすべき役割のひとつとして、県内市町村の史料保存活用ネットワークの組織化によ

る市町村との連携協力体制の充実があります。現在のところ、本館では人的・財政的な基盤が弱体なこともあって、これが出ていない。

とところで広島県では、今年六月から県市町村公文書等保存活用連絡協議会準備会をスタートさせることとなったという。広島県立文書館においては、平成二年度から行政文書・古文書保存管理講習会を毎年開催し、公文書館法の趣旨の普及をはじめ、文書の保存管理に関する様々な研修や市町村間の経験交流を行ってきたが、情報公開の流れが市町村に及ぼうとしている今日、それに対応できるような文書管理が求められている。

こうしたことから、いくつかの市町村では文書管理システムの見直しに着手し、そのため市町村間の情報交換も行われている。情報へのニーズは高まってきており、これにこたえる研修や情報交換の場が市町村においても待望されていることがアンケートの集約結果からも、またいくつかの市町村と情報交換をする中からうかがわれ、連絡協議会への期待が寄せられているようである。その結果、県下全市町村を会員とするネットワーク(連絡協議会)組織化が図られることになったという。

素案としては、事務局を県立文書館に置き、会員として市町村(公文書担当課及び古文書・文化財担当課)を、部会・研究会(文書管理・情報公開・市町村史編纂・所在資料調査等)に組織していくこととし、具体的には、事業化(研究会・調査・研究・諸資料・情報の交換・機関紙等の刊行等)をしていく計画が検討されているようです。

今後、本県においても、県と市町村のネットワーク化の促進が是非とも必要な課題となりつつあります。

(副館長 石塚弘三)



## 公文書館専門職員 養成課程研修に参加して

立石 恵 嗣



公文書の評価・選別実習 (神奈川県立公文書館)

昭和六十二年「公文書館法」が成立して、歴史資料としての公文書の保存が義務づけられた。史料の保存・利用事業や活動にとり画期的な契機となったが文書館専門職員(アーキビスト)の資格や配置の義務については曖昧なまま残されてきた。これまで文書館職員の研修としては、国立史料館の史料管理学研修(二ヵ月)が開催されてきた。この間平成十一年五月「情報公開法」の制定や「国立公文書館法」の制定という公文書の管理や保存、公開に関しての国の動きが進展する中で、国立公文書館では公文書館専門職員の養成研修会を平成十年度から開始した。国立史料館のそれが史料管理学の構築をめざした、大学院生も含む研修で

あったのに対し、国立公文書館のそれは史料保存利用機関の現職の職員を対象にした専門職員の養成にウエイトをおいたものであるといえる。本館では昨年度の金原に引き続き本年度は立石が参加した。研修は公文書の保存管理および利用に関して、各専門分野の第一人者からの講義を中心に理論と実際についてセミナー形式によるものであった。

▼日時 平成11年

9月27日～10月8日(前期)

11月29日～12月10日(後期)

合計4週間

▼場所 国立公文書館(東京都)

▼参加者 都道府県公文書館・文書館職員16名

### (1) 文書館における古文書と公文書

史料管理や保存・利用機関にとって、対象とする歴史資料である古文書と公文書は二つのキーワードとして、その概念規定が曖昧なまま対比的に使われており、千差万別の文書館・公文書館の現状の中で、混乱する概念として存在している。

歴史的発展の観点から考えると、これまで史料保存機関(文書館・史料館・歴史館など)においては歴史資料としての「古文書」が主たる位置を占めてきた。昭和六十二年「公文書館法」の成立以来、設立された「公文書館」は主たる収集対象を国および公共団体の保管する「公文書等」としている。従来から存在する文書館においても必然的に「公文書」の収集が要請され、公文書をいかに収集し管理していくかが、既存の組織・システム体制の中で検討されており、その位置づけや取り組み作業に苦慮・苦闘しているのが現状である。

ところで、公文書館法において古文書は「公文書等」の「等」にあたる。では公文書館においては、古文書は「付けたりの存在なのか? 公文書館には公文書は扱おう、いわゆる古文書は対象とせず取り扱わない機関もある。公文書館としては、古文書の寄託や寄贈は受けるべきでないのか? など新しい問題提起もなされている。

このような歴史的な発展過程の中で、これからの文書館や公文書館において、古文書や公文書とは一体何なのか、どのように位置づけられるのかがあらためて検討されなければならない。

つまり、文書館における公文書の位置づけ、公文書館における古文書の位置づけがひとつの大きな課題になってきたといえる。

さて、公文書館やこれからの文書館としての独自性やアイデンティティはどこにあるのか? 文書館としての自己を確立していくためには何が必要なのか?

「日々生み出される記録資料がもつライフサイクルにそって、組織的に選別し、保存していく体系を確立すること。」

(大濱徹也氏「文書館論」)

公文書館法に基づいた観点からいえば、公文書館の収集対象の基本は公文書であり、従来からの文書館はこの意味において第2の段階に入ったといえ、収集対象の比重を公文書へ移しつつあるようにも思える。特にこの公文書館専門職員研修では当然のことながら公文書にかかわる業務についての研修内容が主たるものであった。公文書を主たる収集対象とした公文書館においては問題はないが、現実的・实际的に移行期にある従来型の文書館や史料館においては、公文書の収

集に際し受け入れ以前の問題で苦慮・苦闘しており、多くの館でその混乱の最中にあるようだ。

(2) 「いかに残すかというより、いかに捨てるか」— 評価・選別の実習から—

公文書の管理保存システムとしては、法的・制度的・組織的に全国で最先端の神奈川県立公文書館で、実際に収集された公文書の評価・選別の実習を行った。まだ公文書の収集が軌道に乗っていない本館に比べて神奈川県の場合、県庁より移管された膨大な公文書は体育館のような保管庫にひとまず収納される。この膨大な山の公文書を、如何にして評価・選別するかが公文書館に課せられた重要な仕事であり責務である。

目の前に積み上げられた公文書の現物を前に、頭の中は混乱し、ほとんどパニック状態に陥ってしまった。限られた数量の文書ではなく、神奈川県のように行政文書が洪水のように流れ込んできた時、いかに残し保存するかということ、いかに捨てるか、廃棄するということでもあった。「古文書」であれば、時という長い時間の評価・選別を受け生き残ったものであり、文書の端切れの一片までも残そうとする。しかし毎年津波の様に押し寄せる膨大な文書群を全部残すことはスペースの問題からして土台無理な話。精々数十パーセント、現実には十から二十パーセントが関の山。とすれば物理的にどのように割り切っていくかが現実の問題である。古文書と異なり「評価・選別」が先進の公文書館でアーキビストの死活問題となっていることを実感として理解できた貴重な体験であった。

(主査兼古文書係長)

# 文書館のあゆみ (平成11年7月～12月)

- 7月1日 第24回部落解放・人権西日本夏期講座(2日)
- 3日 古文書講座(第5回)
- 17日 古文書講座(第6回)
- 22日 文書資料保存講座(22・23・27・28日)
- 31日 古文書講座(第7回)
- 文化の森同和問題啓発資料展(8/8日)
- 8月3日 第19回企画展「阿波の絵図 パート3」(10/31日)
- 平成11年度第1回文書館協議会
- 14日 古文書講座(第8回)
- 17日 文化の森情報システム委員会
- 8月18日 平成11年度徳島県教員初任者研修会
- 20日 文化の森施設管理担当者会議
- 22日 開館10周年記念展・北海道移住関係資料等借用交渉(25日、10/20～23日)
- 28日 古文書講座(第9回)
- 9月5日 県民カレッジ開講式(県郷土文化会館)
- 8日 全史料協役員会(水戸市)
- 11日 古文書講座(第10回)
- 17日 県教育委員会教育総務課公文書引取り
- 21日 情報システム担当者会議(10/19・20、11/2・17・18、12/8・9・17日ほか)
- 25日 古文書講座(第11回)
- 9月27日 平成11年度公文書館専門職員養成課程(国立公文書館)10/8日、11/29～12/10日
- 10月5日 歴史史料情報の共同集約と共有化に向けてのシステム開発に関する研究会(国立史料館)6日、12/21、22日
- 9日 古文書講座(第12回)
- 16日 歴史講演会(佐々木潤之介氏 21世紀館)
- 10月25日 文書館収蔵庫等全館燻蒸(30日)
- 26日 第25回全史料協全国大会(新潟市)29日
- 11月2日 第18回資料紹介展・「徳島の統計資料」開始(1/30日)
- 5日 第2回県教育委員会等職員同和問題研修会
- 20日 文書館歴史講座(第1回)
- 25日 平成11年度中国四国地区文書館等職員連絡会議(徳島市)26日
- 30日 文化の森同和問題資料展「識字」(12/5日)
- 12月11日 歴史講座(第2回)
- 14日 文書館職員館内同和問題研修会
- 24日 県庁内行政資料の収集

## 学校教育に文書館のご利用を

—子供たちが文書館にやってきた!

県立文書館の利用につきましては、目下のところ、年四回の企画展・資料紹介展をご覧になって下さる方、古文書講座や歴史講座を受講に訪れる方々、古文書講座OBで、古文書を読む会五クラスに出席され、古文書講義を続けられている方々、さらに市町村史の編纂に関して専門的な調査をなされる方、自らのルーツを探して文書館にお出でになる方、自らの研究をすすめる方、大学院生で修士論文の作成のため、文書館の史資料を利用研究されている方、そして韓国や米国など外国から、地域史や県の行政施策の内容についてリファレンスに訪れる方、徳島大学や四国大学、徳島文理大学等の先生方、学生さんたちが見学に訪れてくれる等でありますが、おおむね、年配の人が多いのが特徴です。しかしながら、平成十一年度には八月三日に、徳島北高校の生徒さんが十三人、文書館の仕事を見に来てくれました。高校生にふさわしい説明が仲々できずに失礼しましたが、大変うれいことであった。



また十二月十四日には八万南小学校三年生の生徒さんたち一二七名が見学に訪れ、閲覧室で古文書を臨き込み、「徳島の統計資料」の展示を見て下さった。引率の先生方にも文書館資

料のご利用をお願いしたが、子供たちの目の輝きに出会い、大変ラッキーであった。とりわけ、すでに小・中学校で進行している新教育課程での総合学習における地域学習については、地域の歴史や地理、伝統・文化について調べる場合の学習の素材を文書館資料として多く収蔵している。各地域の古文書、行政資料、統計資料、そして参考文献等である。学校教育で利用していただくと同時に、夏休みの折など、自ら考え自ら学ぶ主体的な学習の場として、児童生徒さんたちに大いに利用してほしい。館員には現職の先生がたもいるので気安く相談して欲しい。

閲覧・利用あつての文書館でありますから、どうか何かにつけリファレンス、ご利用をお願いしたい。すぐやる課で対応したいと思っております。(逢)

### 古文書講座開講

集まった時代が多岐にわたる古文書が、徳島にも地方の特色ある古文書が多く残されています。文書館の古文書講座では、徳島オリジナルの古文書を読み方や意味を解説していきます。徳島の歴史に興味のある方ならどなたでも受講して下さい。

隔週土曜日全12回(初回5月13日)  
 応募期間は3月から4月上旬になります。  
 詳しくは文書館古文書係まで  
 (電話 088-668-3700)

文書館だより

第14号

平成十二年二月一日発行  
 編集兼発行 徳島県立文書館  
 〒七七〇一八〇七〇

印刷 徳島市八万町向寺山  
 文化の森総合公園内  
 (株)教育出版センター